

プライフ規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本組織(クラブ)は、プライフ(副表記:+LIFE)と称す。

第2条 (目的)

本組織は、多種目・多世代・多志向・地域のアングルを軸とし、かけっこレッスンを皮切りとした、自らの生活にプラスとなるような活動を図る。また、今も未来も繋がり合えるクラブ作り、それら地域振興への礎へとする事を目的とする。

第3条 (活動)

本組織は、「第2条」達成のために、以下の活動を行う。

- ① 定期教室の企画・実施
- ② 各種一回完結型イベント、不定期・特別教室の企画・実施
- ③ 中学・高校への指導者派遣事業取組

第4条 (責任)

本組織への参加に当たり、保護者の責任においては下記のものを行う。

- ① 満18歳以下の参加について、保護者の方の承諾を経るものとする。
- ② 全てのプログラムにおいて、当日、体調不良等の場合は、無理な参加を控えさせる事を念ずる。
- ③ 第3条の(責任)、並びに活動参加の為の移動等における事故等について本組織は、一切の責任を負わないものとする。但し、スポーツ安全保険に加入している点を念頭に置き、可能な限り事故を未然に防ぐ事を留意する。

第2章 会員

第5条 (事業構成・会員資格)

本組織は、本規約における点に賛同できる者を構成員とする。
その上で、会員資格は以下の者を対象とする。

- ① 各教室・完結イベント等で定めた年齢に該当する方
- ② 満18歳以下の方は、保護者の承諾を得ての参加を求める
- ③ 活動するにあたり、医師からの運動制限されていない方
- ④ このクラブの目的・趣旨・会員規約に理解して頂ける方

第6条 (入会・登録)

本組織への入会は、本クラブのメールにて受け付ける。
但し、児童の入会には保護者の承諾を厳守とする。
入会に当たっては、月謝金その他、入会費を別途定めるものとする。
次年度の活動継続については、年度末での申請と年会費で承認する。

第7条 (保険)

本クラブでは、「スポーツ安全保険」及び「1DAY レジャー保険」
に以下の通りを活用する。
教室型の活動は、入会1か月目に加入する。不定期・一回完結型イベント型で行うものについては、その都度の案内で明記する。活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内のみ対応する。

第8条 (退会)

本組織からの退会は任意とする。但し、退会に当たり、会員は本組織への申し出手続きをしなければならないとする。

第9条 (会員資格の喪失)

本組織は、会員に以下のような理由・事象が生じた場合は、資格の喪失にあたいする事になる。

- ① 退会届の提出がなされた時
- ② 本人の死亡
- ③ 除名された時
- ④ 会費を納入しない時

第 10 条 (会費)

本クラブの月会費を徴収する際は以下の通りとする。

月謝金 3000 円(毎月)として立てる。

入会費(初年度)、年会費は別途ご案内。

尚、不定期・一回完結型イベントの会費に関しては、プログラム事に適切な会費を徴収するとし、会費、その他金品の返金は特別な事情がない限り返金しない。会費等の納入方法については、別に定める。

第 11 条 (変更事項の届)

本クラブでは、住所・連絡先等の変更が生じた際、クラブに変更の申し出をする義務がある。申し出については、直接申し出する形で受け付けるとする。

第 3 章 会計

第 12 条 (会計)

本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から始め、翌年 3 月 31 日を年度末日とする。

第 13 条 (経費)

本クラブの経費は、以下のものの収入から充てる。

- ① 入会費及び年会費による収入
- ② 月謝金からの一部収入使用
- ③ その他収入(一回完結イベント等)

第 4 章 その他

第 14 条 (個人情報取り扱い)

本クラブでは、法令を厳守し、当クラブ活動以外では個人情報を使用しないものとする。

第 15 条 (休日)

天候不順やコロナウイルス関連によって運営上やむを得ない時や、お盆や年末年始の時期、臨時休日を設ける場合もある。
教室型レッスンによる臨時休業の場合は予めHP 等でアナウンスし、木曜日に予め定めている補修教室を活用する点も視野に入れてゆく。

第 16 条 (肖像権)

本活動の様子を撮影した写真や動画を本クラブの HP や SNS に使用する事がある。

第 17 条 (規約の改正)

この規約は、運営等で支障が生じた場合、改訂することがある。

以上

2024 年 11 月 4 日改正

2024 年 11 月 5 日 施行